

令和2事業年度の事業報告書について

1. 独立行政法人評価制度委員会等における主な御意見

- ✓ 事業報告書は、外部報告において非常に有意義なものであるというだけでなく、組織自身、法人自身がしっかりこれを活用していくことが改善につながっていくのではないかと。
- ✓ 非財務情報と財務情報を結びつけた形で報告するに当たっては、各法人が自分たちの戦略を発信する上でのストーリー性が重要。
- ✓ 実績を踏まえて有用な事例をフィードバックしたりすることで、各法人におけるより良い報告書の作成につながれば良い。
- ✓ 国民への説明責任の観点からも、アクセスが容易になるよう、HPの作成方法等、情報開示の仕方を各法人、主務省で工夫して欲しい。

(参考) 独立行政法人の事業報告に関するガイドライン

5.9

事業報告書が、国民その他の利害関係者による活用に資するためには、例えば、以下のように公表することが有用である。

- ・ 独立行政法人のウェブサイトにおいて、国民その他の利害関係者が見つけやすい場所に事業報告書を掲載すること
- ・ 独立行政法人のウェブサイトにおいて、事業報告書と事業報告書に関連する報告書等をまとめて掲載すること

2. 全独法に対し昨年度実施したアンケートにおける主な御意見

- ✓ 他の機関の事業報告書も参考としつつ、より見やすいものとなるよう工夫する予定。
- ✓ 事業報告書の作成にあたり、「標準的な様式」に関わらず、独立行政法人の実態に応じた不必要な項目の削除や、記載順番や見出し名についての変更等を行ってよいのか。

(参考) 独立行政法人の事業報告に関するガイドライン

法人の規模を踏まえた独立行政法人の分類

1.34

多種多様な業務を実施する独立行政法人では、予算や人員の規模が様々であることから、法人の規模を踏まえてガバナンスを構築することや、事業報告書の作成負担等に配慮すべきである。

1.35

法人の規模を踏まえた法人の分類を踏まえて、標準的な様式を、独立行政法人が最低限記載すべき情報を定めるものと位置付けた。

3. 検討の方向性

- ✓ 前年度と同様に、事業報告書の開示事例を調査するとともに、令和2事業年度の事業報告書作成に当たっての工夫や事業報告書の活用事例等、独法に対してアンケート調査を行う。
- ✓ 上記結果を取りまとめ、総務省ホームページで公表する。
- ✓ 「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)について、以下に記載した「本ガイドラインの性格と取扱い」にある状況にはないこと、ガイドラインに示された考え方に変更はないこと等を踏まえ、現時点での見直しは不要ではないか。

(参考) 独立行政法人の事業報告に関するガイドライン

本ガイドラインの性格と取扱い

2

本ガイドラインは、独立行政法人の事業報告書の作成・公表に当たり参照されるものであり、今後、独立行政法人制度の改革が行われた場合など、必要に応じて見直されるものである。

4. 今後のスケジュール予定

令和4年	1月	アンケート送付
	～2月	取りまとめ及び公表

以上